

申請に対する処分

| | |
|------|-----------------------------|
| 処分名 | 在宅寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業利用の決定 |
| 根拠法令 | 奄美市在宅寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実施要綱 |
| 所管課 | 高齢者福祉課 |

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

次のいずれかに該当する者

ア 寝具の衛生管理等が困難なおおむね65歳以上の在宅高齢者で、

要介護4又は5に相当する者

イ 重度の身体障害のために臥床している身体障害者又は身体障害児

(2) 申請の方法

在宅寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス利用申請書を提出する。

(3) 許認可等の要件

上記(1)の要件に該当している者

2 標準処理時間

7日